

8 広域避難

居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5においては、噴火の影響範囲が広く、場合によっては市町の区域を越える広域的な避難が必要となるため、広域避難を円滑に実施できるよう原則的な事項をこの項目において定める。

8.1 広域避難の実施判断

市町は、当該市町に噴火の影響により災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災害対策基本法第60条第1項の規定により、住民避難が必要と判断する場合、避難対象エリアに避難指示等を発令する。

噴火警戒レベル3において火山に関する解説情報（臨時）が発表される等、火山活動の高まりが見られ、火山現象の影響範囲によって、当該市町内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、住民等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると判断した場合は、広域避難の実施を検討し、県や隣接市町村と情報共有・調整を行う。

受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、県内の他市町村や隣接県への避難が必要となった場合には、県が広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により隣接県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

8.2 避難対象エリアの設定

噴火警戒レベルが事前に引上げられた場合、あるいは噴火直後の場合は、あらかじめ定められている噴火警戒レベルに応じた影響想定範囲を避難対象エリアとして設定する（「噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数」は表8-2、表8-3のとおり）

噴火開始から時間が経過している場合は、気象庁などの関係機関の観測結果や火山の活動状況に基づき、火山防災協議会や火山専門家等の意見を踏まえ避難対象エリアを設定する。

8.3 広域避難の実施手順

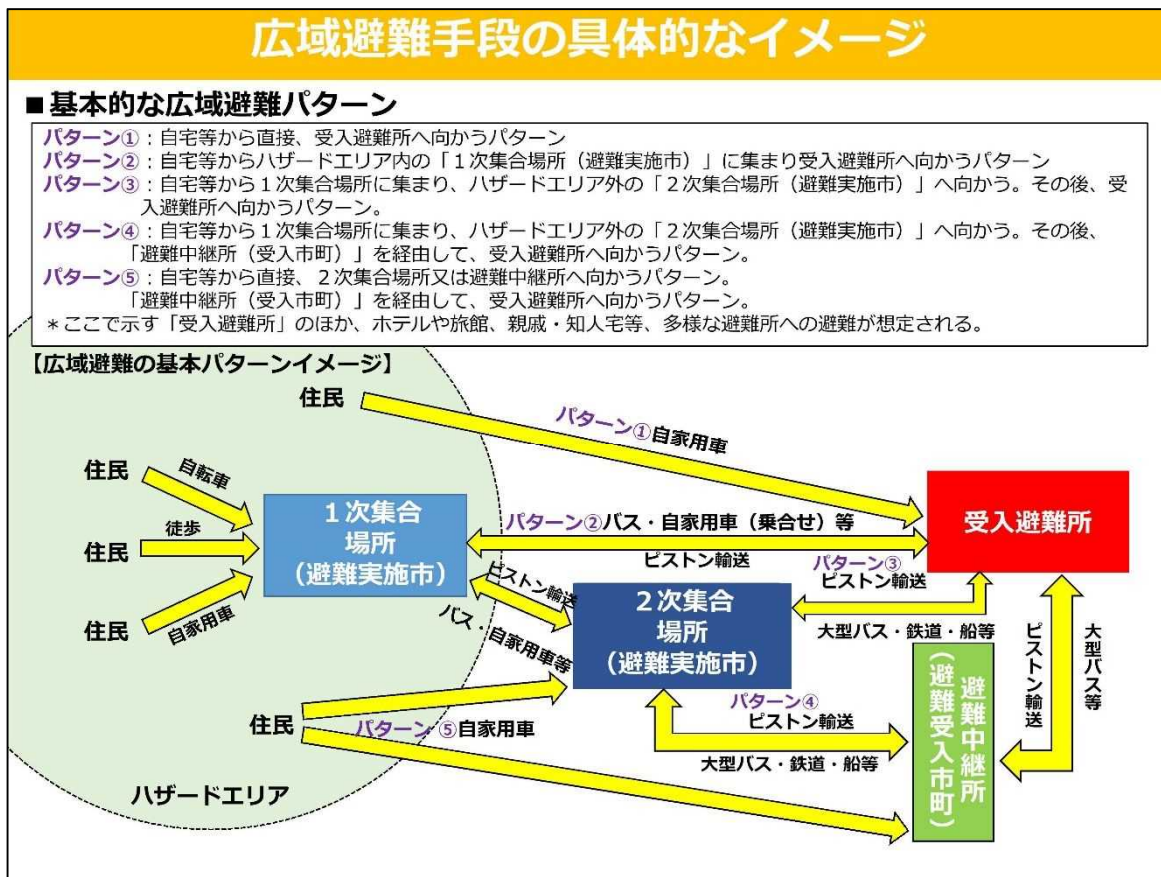
（1）避難実施市町から避難受入市町村への要請

広域避難を実施する市町（以下、「避難実施市町」という）は、避難情報（被害状況、避難対象地区の名称、避難対象者数等）を、避難者を受け入れる市町村（以下、「避難受入市町村」という）に伝え、避難の受入、避難所の開設を要請する。（「避難実施市町、避難受入市町村の開設避難所候補一覧」は表8-4、表8-5のとおり）

（2）受入避難所の決定

避難受入市町村は、避難受入市町村内の被災状況を考慮したうえで、受入可否の判断を行い、その結果を県、避難実施市町へ連絡する。受入避難所については駐車場の確保が可能な避難所を優先的に選定する。避難受入市町村が受入可能と回答した場合は、避難所の開設及び避難の受入準備を開始する。

図 8-1 広域避難手段の具体的なイメージ



(内閣府 (防災担当)、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁共同事務局「広域的な火山防災対策に係る検討会 大規模火山災害対策への提言【参考資料】 (平成 25 年 5 月 16 日)」を参考に作成)

(3) 集合場所及び避難中継所の決定

避難実施市町は、バス等に乗車する場所の集合場所（避難実施市町）を決定し、避難受入市町村、県に連絡する。また、受入避難所の開設に時間を要する場合は、必要に応じて、避難受入市町村は避難中継所（避難受入市町村）を設ける。（表8-6「集合場所（避難実施市町）候補一覧」及び表8-7「避難中継所（受入市町村）候補一覧」のとおり）

(4) 避難所、避難中継所の開設完了の連絡

避難受入市町村は、避難所、避難中継所の開設完了を避難実施市町、県に報告する。

(5) 避難方法

避難については、自家用車による避難を原則とし、自家用車等による避難が困難な住民は、集合場所からバス等により避難するものとする。（噴火警戒レベル5（3次避難）での避難先及び避難ルートについては図8-2、図8-3のとおり）

なお、県及び市町は、緊急輸送関係省庁と連携し、避難状況に応じて、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、瀬戸内海に面している別府の特徴をいかし、大量輸送の可能な船舶の活用を推進する。

(6) 避難指示等の発令・避難開始

避難実施市町は、避難指示等を発令するとともに、集合場所、避難中継所、受入避難所、避難ルート等を含む避難に関する広報を行う。

広域避難者は、受入避難所へ避難を開始する。集合場所が決定された場合は、集合場所に一旦集合した上で、受入避難所へ避難を行う。

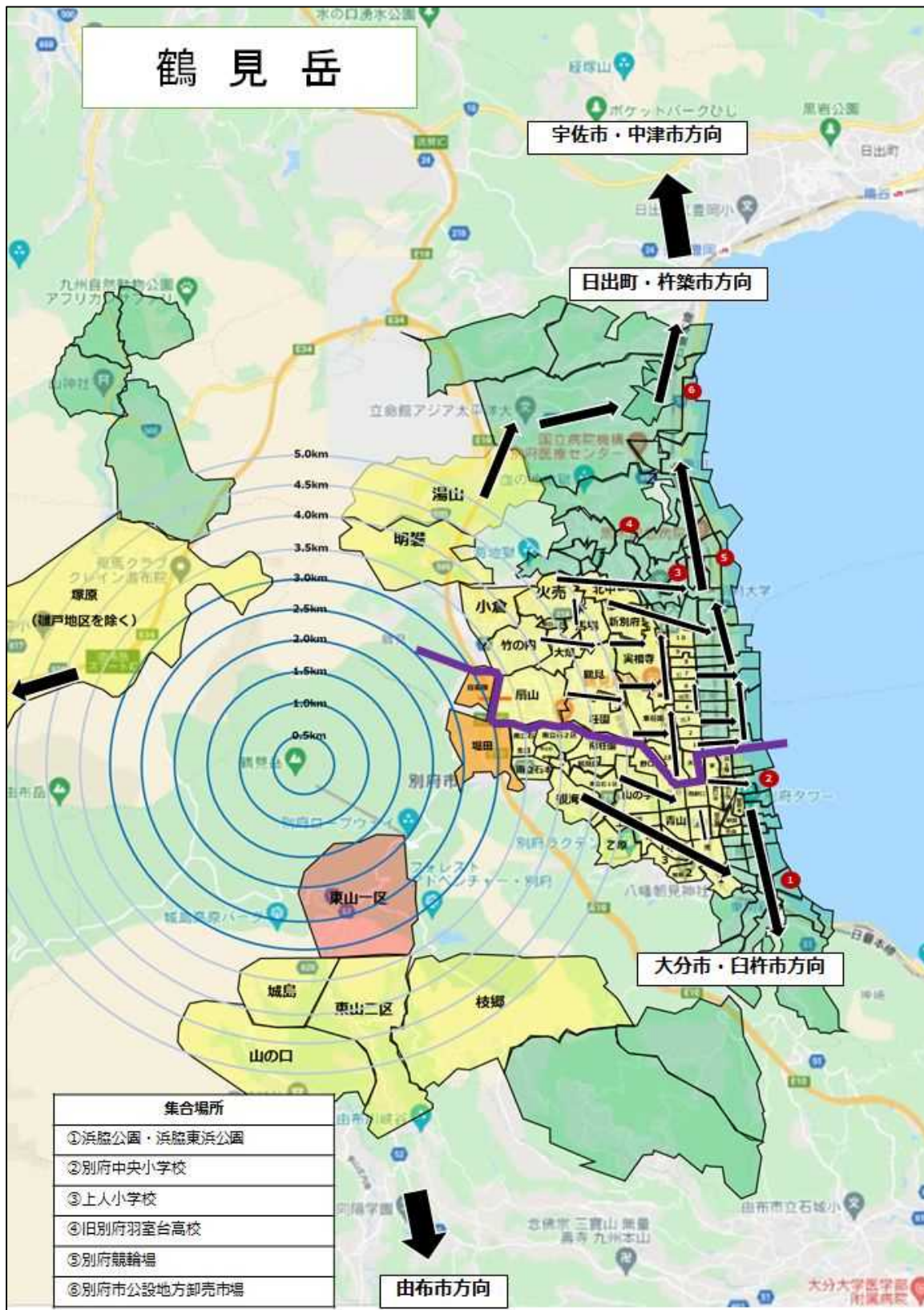
(7) 広域避難者の把握

避難実施市町は、受入避難所で避難者の受入を行うとともに、広域避難者数などの避難状況を避難受入市町村に報告する。避難開始当初などで避難受入市町村が避難所の運営を行っている場合は、避難受入市町村が避難状況を把握する。

(8) 避難実施状況の報告

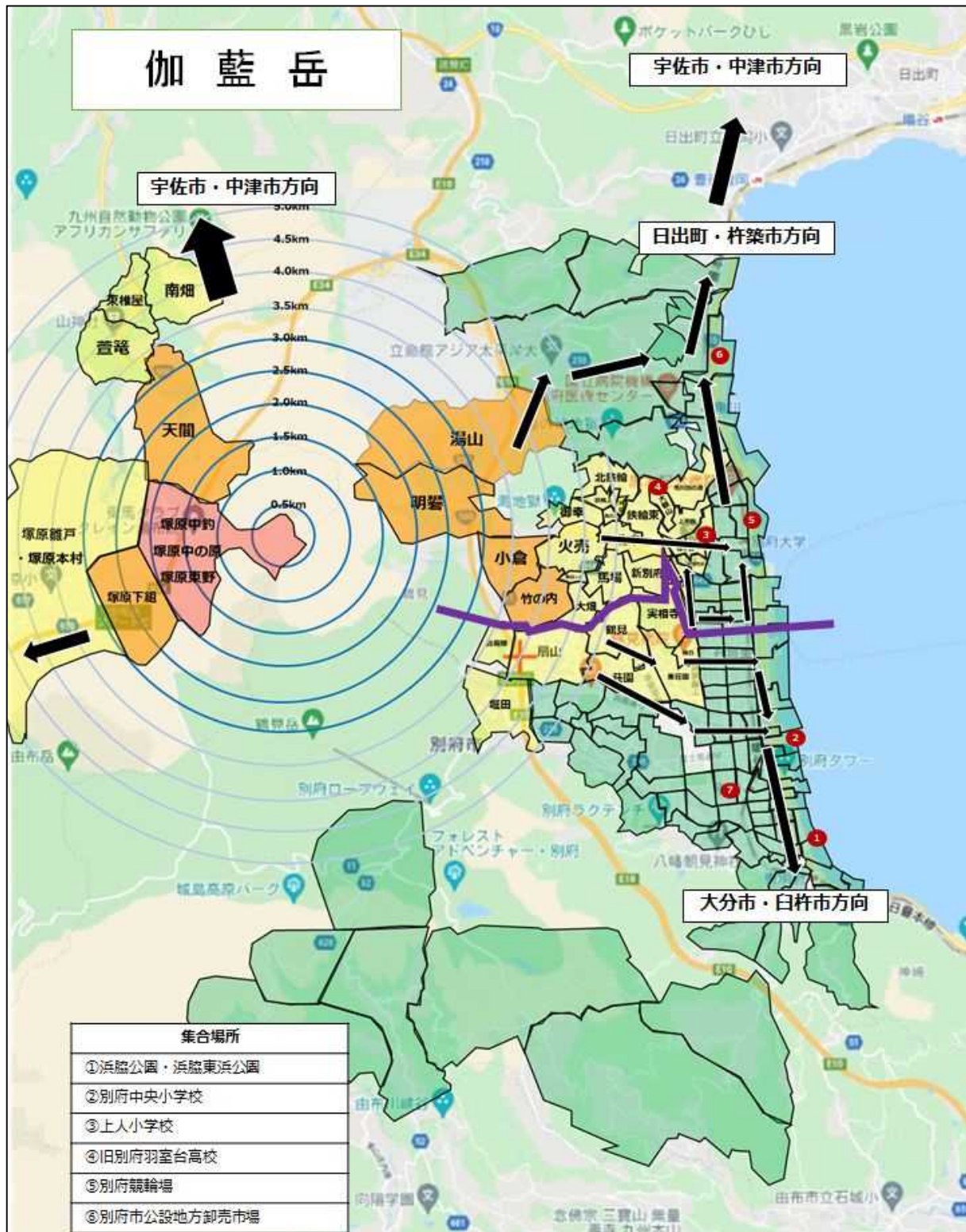
避難受入市町村は、避難実施市町からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難者数を把握し、県に報告する。

図 8-2 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 鶴見岳



(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

図 8-3 噴火警戒レベル5（3次避難）での避難ルート 伽藍岳



(三次避難区域) 3 kmを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

8. 4 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、移動手手段の確保や福祉避難所等の受入先選定など避難準備を早期に実施することとし、原則として、噴火警戒レベル4が発令された段階で、噴火警戒レベル5の全ての避難対象エリアの避難行動要支援者は避難を開始する。

他市町村の福祉避難所などへの避難を実施する場合、避難実施市町は避難受入市町村や関係機関との間で避難行動要支援者情報の共有を行う。

(1) 在宅避難行動要支援者への対応

在宅避難行動要支援者のうち「自力で避難可能な者」及び「支援者の同行により避難可能な者」については、自家用車又は支援者の車両等で避難所等へ直接避難する。また、在宅避難行動要支援者のうち「支援者がいない者」については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、避難支援を行う。

(2) 特別な配慮を要する者（社会福祉施設等入所者、入院患者）への対応

避難行動要支援者のうち、「特別な配慮を要する者（社会福祉施設等入所者、入院患者）」については、原則として、社会福祉施設等が行う。社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者等の避難計画等を作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設と協定を締結する等により避難先を確保する。

避難実施市町は、他市町村への避難を要する者の状況等を把握し、県に報告する。県と避難受入市町村は、避難受入市町村内の福祉避難所指定を受けた施設、社会福祉施設及び医療機関などの協力を得て、受入候補地を整理し、避難実施市町からの報告内容を踏まえ、避難先を選定する。県及び避難実施市町は、社会福祉施設等から支援要請があったときは輸送手段の確保について支援を行う。

8. 5 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

避難実施市町と避難受入市町村が調整し、受入避難所を決定する。避難所の開設及び避難の受入準備については避難受入市町村が行う。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難実施市町の職員及び町内会等が行う。避難所開設当初は避難受入市町村が避難所の運営主体となり、被災及び避難の状況を勘案し、適時避難実施市町に引き継ぐ。この際、避難受入市町村は、引き続き避難所の運営に必要な支援を行う。

(3) 駐車場の確保

広域避難の実施は、自家用車による避難を原則としているため、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、避難所や集合場所、避難中継所以外の公共施設や民間施設の駐車場の確保に努めるものとする。

(4) 避難所への物資調達

避難実施当初においては、物資の調達が間に合わないことから避難先等の備蓄物資を優先的に利用するなどして対応する。発災から時間が経過してからは、物資供給協定事業者からの調達物資や国・県等からの支援物資を物資集配拠点において仕分け、輸送することにより対応する。

(5) 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、原則として避難実施市町が負担する。避難受入市町村が立替払いした場合は、避難実施市町と避難受入市町村が協議を行い、支払い方法などについて決定する。

8. 6 避難者の輸送

(1) 輸送事業者への要請

県は、避難実施市町が広域避難の実施を検討している段階から、県バス協会等との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、輸送事業者に対しバス等の派遣について調整を行い、避難実施市町が広域避難の実施を行うと判断した時点で、バス等の派遣を要請する。避難者を輸送する際には、県、避難実施市町、避難受入市町村及び輸送事業者が協力して輸送ルート決定、運行調整を行う。

(2) バス等乗車場所の決定、周知

避難実施市町は、広域避難のために運行されるバス等に乗車する集合場所を選定し決定する。また、避難指示等を発令すると同時に、バス等の乗車場所を住民に周知する。

(3) 避難経由所の設置

避難受入市町村は、必要に応じて避難中継所を設定し、避難実施市町からの避難者の避難先振り分け等を実施する。これにより、段階的に避難所を開設するなど、避難受入市町村の初期段階における避難所運営等の負担の軽減を図る。

(4) 輸送ルートの設定

火山の活動状況や道路の状況、避難先の選定状況等を踏まえ、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、道路管理者等と調整を行い、輸送ルートを設定する。

(5) 輸送の実施

避難受入市町村の受入準備が整い次第、避難実施市町のバス等に乗車する集合場所から避難受入市町村の避難中継所あるいは受入避難所への輸送を開始する。なお、火山の活動状況等を踏まえ、大きな噴石等により避難が困難な場合には市町または県が要請する警察、消防、自衛隊の救助を待ち避難を行うものとする。

8. 7 広域避難路の指定及び確保

(1) 広域避難路の指定

広域避難路とは噴火時の避難に用いる道路のことを指し、大分県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路（1次、2次）のなかで、別府市、由布市、宇佐市を通る道路を広域避難路に指定する。

そのほか、噴火時には火山活動状況及び道路状況等を踏まえ、広域避難路を追加指定する。

表 8-1 広域避難路に指定する路線候補

市町村名	広域避難路
別府市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道645号、県道52号、県道216号、県道617号
宇佐市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号
由布市	大分自動車道、県道216号、県道617号

図 8-4 大分県緊急輸送道路ネットワーク図



- 凡 例
- 一次ネットワーク
 - 二次ネットワーク

(2) 広域避難路の確保

避難実施市町は、道路管理者、警察等と協力し、避難者の避難誘導等を行い、警察に対し交通規制の要請を行う。火山灰等の堆積物により、通行に支障がある場合は、道路管理者は人員及び資機材（路面清掃車及び散水車等）を配備し、火山灰等の除去作業を行う。必要があれば、県は国土交通省九州地方整備局等への資機材等の支援要請を行う。

8. 8 その他

(1) 観光客等の一時滞在者対策

県及び避難実施市町は、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、火山の活動状況や避難に関する情報を適切に提供する。避難指示等が発令された段階で帰宅等が出来ない場合は、最寄りの集合場所から住民とともにバス等により避難を行う。

(2) 外国人対策

県及び避難実施市町、避難受入市町村は、外国人に対して、火山の活動状況や避難指示等の避難情報などが正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行う。

(3) ペットの避難

大分県被災動物救護対策指針に基づき、ペットの避難については飼い主との同行避難を基本とする。県及び避難実施市町はペットの保管場所の確保や輸送手段の調整を行うものとする。災害時の輸送手段を有していない飼い主は、平時から家族、友人等の協力を得て、災害時の輸送手段の確保やペットの一時預け先を探しておくなどに努めることとする。

(4) 物資及び資機材の調達供給

物資（食品、生活必需品等及び飲料水等）及び資機材（路面清掃車、散水車等）の調達供給については、それぞれの防災関係機関において実施する。県による物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合は県が対処する。

(5) ライフライン対策

降灰の影響として、送電線のショートによる停電や河川や浄水場の水質悪化による給水停止などライフラインに被害を及ぼす可能性がある。特に降灰被害は広範囲に及ぶことから、避難所の運営に支障をきたすことも考慮し、近隣市町村以外の他市町村や県外市町村への避難についても検討を行うこととする。

(6) 渋滞対策

自家用車での避難を原則としていることから、県及び避難実施市町は、総量抑制の啓発（相乗り、一家族一台等）や交通情報の発信・周知などに努めることとする。

(7) 感染症対策

広域避難を行う場合、多数の住民の移動を伴うことから、避難者の輸送や避難所の運営などにおいて、感染症対策に十分留意し実施することとする。

(8) 住宅対策

避難実施市町は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者の住宅ニーズの把握を行い、公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給に努める。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。

(9) 一時帰宅措置の検討

火山活動が小康期に入った場合、火山防災協議会や火山専門家等の意見をもとに、避難者の一時帰宅を検討する。

(10) 家畜対策

避難実施市町は、自市町内の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数など）を把握し、噴火時の家畜被害の対策を検討する。噴火前で、家畜の避難の実施ができる場合は、県及び避難実施市町は畜産事業者と協力し、家畜の避難先の選定、輸送手段の確保を行う。

表 8-2 噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数（鶴見岳）

R3.10.1 現在

噴火警戒レベル5（一次避難区域）

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
東山地区	東山一区	33	61	3
合計		33	61	3

噴火警戒レベル5（二次避難区域）

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
東山地区	東山一区	33	61	3
南立石地区	堀田	445	686	35
合計		478	747	38

噴火警戒レベル5（三次避難区域）

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
東山地区	東山一区	33	61	3
	東山二区	30	60	8
	枝郷	37	87	5
	山の口	15	19	8
	城島	31	50	3
南立石地区	堀田	445	686	35
	南立石1区	794	1,458	44
	南立石2区	366	779	53
	南立石生目町	417	896	53
	南立石板地町	220	450	13
	南立石本町	175	295	14
	南立石八幡町	192	320	16
	南荘園町	727	1,638	46
	鶴見園町	305	618	34
	観海寺	179	317	11
鶴見地区	扇山	3,178	6,326	224
	鶴見	1,623	3,220	147
	荘園	1,314	2,421	161
大平山地区	小倉	706	1,393	54
	竹の内	1,505	3,225	123
	大畑	1,063	2,235	93
	朝日ヶ丘町	324	549	31
緑丘地区	荘園北町	328	447	35
	東荘園1丁目	75	158	8
	東荘園2丁目	152	323	17
	東荘園3丁目	185	381	16
	東荘園4丁目	276	542	21
	東荘園5丁目	170	404	13
	東荘園6丁目	112	247	12
	東荘園7丁目	69	127	5
	東荘園8丁目	63	145	9
	東荘園9丁目	36	80	2

	緑丘町	354	710	17
	実相寺	723	1,517	46
西地区	原町	550	1,054	52
	中島町	625	1,180	67
	光町1区	201	354	20
	光町2区	342	530	27
	光町3区	129	259	14
	朝見1丁目1区	211	303	18
	朝見2丁目	334	594	39
	朝見3丁目	248	410	24
	乙原	37	65	3
	青山地区	中央町	191	266
西野口町		695	1,222	55
田の湯町		486	808	26
上田の湯町		779	1,429	52
青山町		543	1,075	43
上原町		499	946	35
山の手町		968	2,074	61
境川地区	上野口町1区	193	331	21
	上野口町2区	454	868	64
	天満町1区	164	317	14
	天満町2区	470	874	42
	石垣西1丁目	108	273	10
	石垣西2丁目	271	624	19
	石垣西3丁目	440	918	32
	野口地区	幸町	569	927
	富士見町	367	643	23
	野口中町	618	969	55
	野口元町1区	353	474	27
	野口元町2区	259	389	20
	駅前本町	290	413	19
	駅前町	240	345	13
朝日地区	明礬	119	191	9
	湯山	57	100	6
	火売	1,110	2,249	78
	馬場	1,324	2,852	107
	北中	791	1,401	54
	新別府	858	1,842	63
春木川地区	春木	302	603	30
石垣地区	南須賀	89	191	10
	石垣西4丁目	268	526	16
	石垣西5丁目	255	514	12
	石垣西6丁目	288	579	17
	石垣西7丁目	240	524	10
	石垣西8丁目	318	605	26
	石垣西9丁目	290	545	19
	石垣西10丁目	468	826	16
合計		34,633	66,666	2,798

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

*表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和3年10月1日現在の数値であり、避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる行政区の情報を随時更新し整理しておく。

表 8-3 噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数（伽藍岳）

R3.10.1 現在

噴火警戒レベル5（一次避難区域）

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

噴火警戒レベル5（二次避難区域）

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
朝日地区	明礬	119	191	9
	湯山	57	100	6
	天間	43	71	14
大平山地区	小倉	706	1,393	54
	竹の内	1,505	3,225	123
合計		2,430	4,980	206

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

噴火警戒レベル5（三次避難区域）

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
朝日地区	明礬	119	191	9
	湯山	57	100	6
	天間	43	71	14
	火売	1,110	2,249	78
	北中	791	1,401	54
	鉄輪上	184	329	11
	風呂本	77	137	8
	御幸	175	267	20
	井田	38	76	7
	鉄輪東	814	1,605	53
	北鉄輪	514	931	35
	新別府	858	1,842	63
	馬場	1,324	2,852	107
	大平山地区	小倉	706	1,393
竹の内		1,505	3,225	123
大畑		1,063	2,235	93
朝日ヶ丘町		324	549	31
鶴見地区	扇山	3,178	6,326	224
	鶴見	1,623	3,220	147
	荘園	1,314	2,421	161
南立石地区	堀田	445	686	35
緑丘地区	荘園北町	328	447	35
	東荘園1丁目	75	158	8

	東莊園 2 丁目	152	323	17
	東莊園 3 丁目	185	381	16
	東莊園 4 丁目	276	542	21
	東莊園 5 丁目	170	404	13
	東莊園 6 丁目	112	247	12
	東莊園 7 丁目	69	127	5
	東莊園 8 丁目	63	145	9
	東莊園 9 丁目	36	80	2
	緑丘町	354	710	17
	実相寺	723	1,517	46
春木川地区	中須賀元町	320	624	42
	春木	302	603	30
	桜ヶ丘町	594	921	30
	上人地区	亀川四の湯町 2 区	641	1,218
	上人西	448	772	45
	上平田町	408	715	43
	大観山町	188	402	19
合計		21,706	42,442	1,816

宇佐市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数
南畑地区	小田	26	42	7
	丸田	13	26	3
	大内	14	23	3
東椎屋地区	東椎屋	39	72	7
萱籠地区	萱籠	53	77	6
合計		145	240	26

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

*表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和3年10月1日現在の数値であり、避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる行政区の情報を随時更新し整理しておく。

表 8-4 避難実施市町 開設避難所候補一覧 R3.4.1 現在

別府市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	浜脇中学校体育館	別府市大字浜脇 1208	101
2	南部地区公民館体育館	別府市浜脇 1-8-20	79
3	南小学校体育館	別府市浜脇 3-7-13	128
4	ふれあい広場サザンクロス視聴覚教室(3階)	別府市千代町 1-8	45
5	別府中央小学校体育館	別府市京町 818-26	164
6	春木川小学校体育館	別府市大字北石垣 1218-5	78
7	上人小学校体育館	別府市大字北石垣 171	81
8	北部地区公民館体育館	別府市上人ヶ浜町 6-54	38
9	あすなろ館	別府市平田町 14-24	40
10	亀川小学校体育館	別府市大字内竈 1179	74
11	北部中学校体育館	別府市大字亀川 231	122
12	旧別府羽室台高校体育館	別府市大字野田 565	168
13	すきっぷパーク	別府市国立第二	27
合計			1,145

由布市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	庄内公民館	由布市庄内町大龍 1400	125
2	旧大津留小学校体育館	由布市庄内町東大津留 635	200
3	庄内体育センター	由布市庄内町大龍 2131	250
4	由布市湯布院地域複合施設	由布市湯布院町川上 3738-1	175
5	湯布院B & G海洋センター	由布市湯布院町川北 1205	250
6	湯布院福祉センター	由布市湯布院町川上 2863	105
合計			1,105

宇佐市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	四日市公民館麻生分館(旧麻生小学校)	宇佐市大字麻生 5041	220
2	麻生地区活性化センター	宇佐市大字麻生 8-1	110
3	横山小学校	宇佐市大字上元重 859-1	260
4	横山小学校(体育館)	宇佐市大字上元重 859-1	150
5	長峰小学校	宇佐市大字佐野 686-2	450
6	長峰小学校(体育館)	宇佐市大字佐野 686-2	110
7	上赤尾老人憩の家	宇佐市大字赤尾 2715	30
8	長峰地区活性化センター	宇佐市大字佐野 629	60
9	清水地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字清水 153-5	20
10	天津小学校	宇佐市大字下敷田 264-1	520
11	天津小学校(体育館)	宇佐市大字下敷田 264-1	210
12	天津農村婦人の家	宇佐市大字下敷田 1103-2	30
13	天津地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字下敷田 76-1	30

14	高家小学校	宇佐市大字東高家 288	480
15	高家小学校 (体育館)	宇佐市大字東高家 288	150
16	八幡小学校	宇佐市大字上乙女 283-1	330
17	八幡小学校 (体育館)	宇佐市大字上乙女 283-1	110
18	尾永井地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字尾永井 1022	30
19	糸口小学校	宇佐市大字上時枝 600-1	450
20	糸口小学校 (体育館)	宇佐市大字上時枝 600-1	110
21	北部中学校	宇佐市大字下時枝 369-1	1,050
22	北部中学校 (体育館)	宇佐市大字下時枝 369-1	180
23	農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高 720	260
24	糸口山老人憩の家	宇佐市大字猿渡 1160-36	20
25	四日市北小学校	宇佐市大字四日市 1351-1	900
26	四日市北小学校 (体育館)	宇佐市大字四日市 1351-1	260
27	四日市南小学校	宇佐市大字四日市 1726	820
28	四日市南小学校 (体育館)	宇佐市大字四日市 1726	150
29	四日市コミュニティセンター	宇佐市大字四日市 111-2	300
30	西部中学校	宇佐市大字四日市 3315	1,350
31	西部中学校 (体育館・道場)	宇佐市大字四日市 3315	330
32	駅館小学校	宇佐市大字上田 394-2	900
33	駅館小学校 (体育館)	宇佐市大字上田 394-2	110
34	上田老人憩の家	宇佐市大字上田 488	30
35	畑田老人憩の家	宇佐市大字畑田 1337	30
36	駅川公民館	宇佐市大字法鏡寺 224	60
37	宇佐市総合運動場・武道場	宇佐市大字川部 1591	260
38	宇佐市総合体育館	宇佐市大字川部 1571-1	410
39	豊川小学校	宇佐市大字大塚 542-2	480
40	豊川小学校 (体育館)	宇佐市大字大塚 542-2	180
41	駅川中学校	宇佐市大字閣 153	900
42	駅川中学校 (体育館)	宇佐市大字閣 153	180
43	下拝田地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字下拝田 233-2	30
44	上拝田公民館	宇佐市大字上拝田 372	30
45	西馬城小学校	宇佐市大字上矢部 1069	260
46	西馬城小学校 (体育館)	宇佐市大字上矢部 1069	180
47	上矢部公民館	宇佐市大字上矢部 1308-1	30
48	宇佐小学校	宇佐市大字南宇佐 2007	450
49	宇佐小学校 (体育館)	宇佐市大字南宇佐 2007	110
50	宇佐公民館	宇佐市大字南宇佐 2150-1	110
51	小向野地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字小向野 367	20
52	封戸小学校	宇佐市大字刈宇田 59	410
53	封戸小学校 (体育館)	宇佐市大字刈宇田 59	180
54	北馬城小学校	宇佐市大字岩崎 781	480
55	北馬城小学校 (体育館)	宇佐市大字岩崎 781	110
56	宇佐中学校	宇佐市大字橋津 434	750

57	宇佐中学校（体育館）	宇佐市大字橋津 434	220
58	出光地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字出光 408-4	20
59	日足地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字日足 747	30
60	山地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字山 389-1	20
61	長洲小学校	宇佐市大字長洲 630	970
62	長洲小学校（体育館）	宇佐市大字長洲 630	180
63	長洲中学校	宇佐市大字長洲 1527	1,270
64	長洲中学校（体育館）	宇佐市大字長洲 1527	300
65	東の東老人憩の家	宇佐市大字長洲 3135-2	30
66	長洲公民館	宇佐市大字長洲 1600-1	180
67	シルバーセンター平成館	宇佐市大字長洲 674	50
68	柳ヶ浦小学校	宇佐市大字江須賀 2406	970
69	柳ヶ浦小学校（体育館）	宇佐市大字江須賀 2406	220
70	江須賀老人憩の家	宇佐市大字江須賀 1401-1	20
71	和間小学校	宇佐市大字松崎 1514	410
72	和間小学校（体育館）	宇佐市大字松崎 1514	110
73	和間地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字松崎 1795	60
74	南院内地区コミュニティーセンター	宇佐市院内町下恵良 672	70
75	南院内小学校	宇佐市院内町下恵良 687	410
76	南院内小学校（体育館）	宇佐市院内町下恵良 687	110
77	羽馬礼分校	宇佐市院内町羽馬礼 212-1	60
78	老人憩いの家	宇佐市院内町上余 160	60
79	上院内分校	宇佐市院内町定別当 44	110
80	院内地区コミュニティーセンター	宇佐市院内町景平 235	70
81	中部小学校	宇佐市院内町山城 91	480
82	中部小学校（体育館）	宇佐市院内町山城 91	150
83	院内中学校	宇佐市院内町山城 54	900
84	院内中学校（体育館）	宇佐市院内町山城 54	220
85	山村開発センター（院内支所庁舎）	宇佐市院内町山城 39	70
86	高並地区多目的共同利用施設	宇佐市院内町小稲 22-1	70
87	高並体育館	宇佐市院内町小稲 24-1	110
88	院内北部小学校	宇佐市院内町櫛野 646-1	480
89	院内北部小学校（体育館）	宇佐市院内町櫛野 646-1	180
90	両川地区公民館	宇佐市院内町香下 207-2	90
91	総合保健福祉センター	宇佐市安心院町下毛 2111-1	520
92	安心院小学校	宇佐市安心院町木裳 115-1	670
93	安心院小学校（体育館）	宇佐市安心院町木裳 115-1	180
94	安心院中学校	宇佐市安心院町下毛 2222-1	900
95	安心院中学校（体育館）	宇佐市安心院町下毛 2222-1	220
96	佐田地区公民館	宇佐市安心院町佐田 246-1	70
97	佐田小学校	宇佐市安心院町佐田 215	520
98	佐田小学校（体育館）	宇佐市安心院町佐田 215	110

99	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	90
100	津房小学校	宇佐市安心院町六郎丸 380-2	480
101	津房小学校 (体育館)	宇佐市安心院町六郎丸 380-2	150
102	深見地区公民館	宇佐市安心院町矢畑 25-1	90
103	深見小学校	宇佐市安心院町矢畑 40-2	520
104	深見小学校 (体育館)	宇佐市安心院町矢畑 40-2	110
合計			29,500

表 8-5 避難受入市町村 開設避難所候補一覧 R3.4.1 現在

大分市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	金池小学校	大分市金池町 3-1-90	176
2	J:COM ホルトホール大分	大分市金池南町 1-5-1	187
3	上野ヶ丘中学校	大分市上野町 4-5	195
4	大分上野丘高等学校	大分市上野丘 2-10-1	320
5	コンパルホール	大分市府内町 1-5-38	539
6	(旧) 荷揚町小学校	大分市荷揚町 3-49	198
7	長浜小学校	大分市長浜町 2-6-25	176
8	(旧) 中島小学校	大分市中島西 2-1-52	178
9	浜町保育所	大分市新川西 6 組	93
10	碩田学園	大分市泉町 8-41	480
11	春日町小学校	大分市西春日町 1-48	172
12	王子中学校	大分市南春日町 6-1	345
13	生石保育所	大分市王子西町 8-11	86
14	大分西部公民館	大分市王子新町 5-1	113
15	大道小学校	大分市大道町 2-9-57	176
16	県立聾学校	大分市東大道 2-5-12	200
17	西の台小学校	大分市にじが丘 3-1717-1	211
18	大分西中学校	大分市高崎 2-20-1	195
19	大分西高等学校	大分市新春日町 2-1-1	300
20	八幡小学校	大分市大字生石 82-1	176
21	神崎小学校	大分市大字神崎 1798	176
22	豊府小学校	大分市大字羽屋 13-1	195
23	南大分小学校	大分市二又町 2 丁目 4 番 1 号	198
24	南大分公民館	大分市大字豊饒 76-1	125
25	南大分体育館	大分市大字豊饒 380	280
26	城南小学校	大分市大字永興 492-1	186
27	城南中学校	大分市大字荏隈 754-19	195
28	滝尾小学校	大分市大字羽田 515-1	176
29	滝尾校区公民館	大分市大字羽田 518	43
30	下郡小学校	大分市下郡北 3-17-23	238
31	森岡小学校	大分市大字曲 1041-2	132
32	大分南部公民館	大分市大字曲 1113	135
33	森岡校区公民館	大分市大字津守 307	28
34	津留小学校	大分市東津留 1-4-1	180
35	舞鶴小学校	大分市西浜 2-1	176
36	東大分小学校	大分市萩原 1-10-30	176
37	城東中学校	大分市牧上町 14-19	262
38	日岡小学校	大分市日岡 2-2-1	231
39	大分東部公民館	大分市日吉町 3-1	395
40	桃園小学校	大分市山津町 2-7-1	176
41	原川中学校	大分市寺崎町 1-10-1	195
42	明野東小学校	大分市明野東 3-2-1	167
43	明野西小学校	大分市明野南 2-6-1	226
44	明野北小学校	大分市明野北 4-10-1	176
45	明野中学校	大分市明野南 3-7-1	211
46	明治明野公民館	大分市明野北 4-7-8	132

47	鶴崎小学校	大分市南鶴崎 3-3-1	164
48	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	127
49	小中島公民館	大分市小中島 3-1-37	117
50	三佐小学校	大分市三佐 5-6-8	181
51	家島公民館	大分市大字家島 986	25
52	別保小学校	大分市大字森町 963-1	176
53	鶴崎中学校	大分市大字皆春 1200-1	193
54	学校法人上東学園もりまち幼稚園	大分市大字森町 403-2	75
55	明治小学校	大分市大字猪野 74	211
56	大東中学校	大分市大字横尾 2843-4	195
57	明治北小学校	大分市大字小池原 428-1	176
58	高田小学校	大分市大字下徳丸 38-2	176
59	松岡小学校	大分市大字松岡 5047	175
60	川添小学校	大分市大字宮河内 4566	176
61	宮河内ハイランド公民館	大分市大字宮河内 3769-192	79
62	陽光台公民館	大分市大字迫 9-44	47
63	広内公民館	大分市大字広内 752	25
64	上戸次小学校	大分市大字端登 1792	87
65	大塔公民館	大分市上戸次 3478	15
66	戸次中学校	大分市大字中戸次 4508-1	195
67	判田小学校	大分市大字中判田 1818	174
68	判田中学校	大分市大字中判田 2254	227
69	判田米良公民館	大分市大字上判田 3766-2	37
70	大分南高等学校	大分市大字中判田 2373-1	403
71	ひばりヶ丘公民館	大分市ひばりヶ丘 2-6-1	58
72	竹中小学校	大分市大字竹中 2821-1	116
73	竹中中学校	大分市大字竹中 3621	176
74	河原内くすのきホール	大分市大字河原内 3863-2	75
75	吉野小学校	大分市大字辻 654	174
76	吉野中学校	大分市大字辻 812	176
77	植田小学校	大分市大字木ノ上 433-1	182
78	植田公民館	大分市大字玉沢 789	159
79	植田西中学校	大分市大字田原 378	176
80	胡麻鶴公民館	大分市大字栖野 614-2	25
81	宗方小学校	大分市松ヶ丘 1-24-1	176
82	下宗方公民館	大分市大字下宗方 1295-1	41
83	上宗方公民館	大分市大字上宗方 1246-1	61
84	横瀬小学校	大分市大字横瀬 1109-1	176
85	横瀬西小学校	大分市大字横瀬 2469	176
86	東植田小学校	大分市大字田尻 499-1	180
87	田尻小学校	大分市大字田尻 1250	176
88	寒田小学校	大分市大字寒田 684-4	176
89	植田東中学校	大分市大字寒田 1369-1	176
90	敷戸小学校	大分市敷戸北町 12-1	211
91	鴛野小学校	大分市大字鴛野 108-1	176
92	賀来中学校	大分市大字賀来 101-3	245
93	賀来公民館	大分市大字中尾 495-1	31
94	大在西小学校	大分市角子原 1-4-41	234
95	大在小学校	大分市横田 1-15-58	176
96	大在中学校	大分市大字政所 2602-12	195
97	大在公民館	大分市政所 1-4-18	199

98	大在浜公民館	大分市大在浜 2-9-11	25
99	坂ノ市小学校	大分市坂ノ市中央 5-8-1	133
100	坂ノ市中学校	大分市坂ノ市南 2-9-72	191
101	坂ノ市公民館	大分市坂ノ市西 1-10-6	92
102	細公民館	大分市大字細 88-1	62
103	大分東高等学校	大分市大字屋山 2009	226
104	和光保育園	大分市里 2-1-23	67
105	丹生小学校	大分市大字佐野 2660-2	162
106	久土公民館	大分市大字久土 975-1	31
107	延命寺公民館	大分市大字丹川 2440	17
108	こうざき小学校	大分市大字本神崎 945-2	110
109	(旧)木佐上小学校	大分市大字木佐上 817	110
110	(旧)大志生木小学校	大分市大字志生木 207-1	188
111	佐賀関中学校	大分市大字佐賀関 2 の 115-2	180
112	佐賀関小学校	大分市大字佐賀関 1104	169
113	佐賀関公民館	大分市大字佐賀関 1407-27 (佐賀関市民センター内)	149
114	関崎海星館	大分市大字佐賀関 4057-419	23
115	田中体育館	大分市大字佐賀関 639-1	189
116	白木体育館	大分市大字白木 2357	171
117	田ノ浦生活改善センター	大分市田ノ浦	40
118	一尺屋小学校体育館	大分市大字一尺屋 2368-1	96
119	野津原小学校	大分市大字野津原 1774-1	103
120	野津原公民館	大分市大字野津原 2885	157
121	野津原中学校	大分市大字野津原 2978-13	137
122	(旧)野津原中部小学校	大分市大字竹矢 2108-1	90
123	(旧)野津原西部小学校	大分市大字上詰 704-1	72
124	今市健康増進センター	大分市大字今市 1099-26	128
合計			20,022

中津市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	南部公民館	中津市 1468 (京町)	45
2	城北中学校	中津市字小祝 525-11	281
3	北部公民館	中津市大字角木 494-1	59
4	豊田公民館	中津市大字上宮永 29-1	66
5	沖代公民館	中津市沖代町 1-6-52	67
6	小楠コミュニティーセンター	中津市大字一ツ松 251	175
7	鶴居文化センター	中津市大字高瀬 1042	175
8	鶴居コミュニティーセンター	中津市大字相原 3740-1	65
9	如水コミュニティーセンター	中津市大字合馬 479-1	30
10	大幡コミュニティーセンター	中津市大字大貞 371-403	69
11	三保交流センター	中津市大字福島 1902	62
12	和田コミュニティーセンター	中津市大字定留 1929	66
13	今津コミュニティーセンター	中津市大字植野 1972-1	37

14	真坂小学校	中津市三光臼木 432	368
15	三光福祉保健センター	中津市三光成恒 421-1	154
16	秣小学校	中津市三光西秣 1204	317
17	深水小学校	中津市三光上深水 75	310
18	やかた田舎の学校	中津市本耶馬溪町東屋形 510	60
19	樋田地区公民館	中津市本耶馬溪町樋田 277-2	30
20	本耶馬溪公民館	中津市本耶馬溪町曾木 1800	172
21	上津地区公民館	中津市本耶馬溪町折元 1233-3	24
22	東谷地区公民館	中津市本耶馬溪町東谷 2319	16
23	西谷地区公民館	中津市本耶馬溪町西谷 2810-2	131
24	城井地区公民館	中津市耶馬溪町大字平田 1418-1	83
25	耶馬溪地区公民館サニ一ホール	中津市耶馬溪町大字柿坂 520	188
26	津民地区公民館	中津市耶馬溪町大字大野 1083	51
27	山移地区公民館	中津市耶馬溪町大字山移 3326-1	68
28	旧山移診療所医師住宅	中津市耶馬溪町大字山移 3813 番地 1	23
29	深耶馬地区公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2952	43
30	下郷小学校	中津市耶馬溪町大字大島 190-2	122
31	三郷小学校	中津市山国町宇曾 727	212
32	コアやまくに	中津市山国町守実 130	325
33	山国中学校	中津市山国町守実 281	190
34	やまくにスポーツパーク体育館	中津市山国町平小野 167-2	169
35	槻木交流センター	中津市山国町槻木 1075	29
36	南部小学校	中津市 1309 (三ノ丁)	208
37	南部幼稚園	中津市 1282-1 (三ノ丁)	80
38	小幡記念図書館	中津市 1366-1 (片端町)	84
39	北部小学校	中津市 666 (山ノ下)	264
40	北部幼稚園	中津市大字大塚 23-1	68
41	中津支援学校	中津市大字大塚 1	1,375
42	米山老人憩の家	中津市大字蛸瀬 1321-6	46
43	新大塚老人憩の家	中津市大字大塚 1717	33
44	豊田小学校	中津市大字島田 594-1	380
45	豊田幼稚園	中津市大字島田 699	68
46	中津体育センター	中津市豊田町 14-38	280
47	中津文化会館	中津市豊田町 14-38	121
48	東九州龍谷高等学校	中津市大字中殿 527	1,500
49	中津南高等学校	中津市大字高畑 2093	2,750
50	第二保育所	中津市大字上宮永 355	62
51	生涯学習センター(まなびん館)	中津市中央町 1-3-45	92
52	豊陽中学校	中津市中央町 1-4-50	400

53	中津北高等学校	中津市中央町 1-6-83	1,750
54	中津市教育福祉センター	中津市沖代町 1-1-11	201
55	沖代小学校	中津市中央町 2-3-33	335
56	沖代幼稚園	中津市中央町 2-3-33	78
57	中津中学校	中津市大字牛神 459-2	235
58	小楠小学校	中津市大字一ツ松 62-1	330
59	小楠幼稚園	中津市大字宮夫 55-1	79
60	大分県立工科短期大学校	中津市大字東浜 407-27	859
61	第五保育所	中津市大字高瀬 1053-1	53
62	鶴居小学校	中津市大字湯屋 202-2	275
63	鶴居幼稚園	中津市大字湯屋 209-1	54
64	緑ヶ丘中学校	中津市大字永添 2454-1	303
65	如水小学校	中津市大字上如水 112	99
66	如水幼稚園	中津市大字上如水 83-1	77
67	中津東高等学校	中津市大字上如水 145-3	3,000
68	大幡小学校	中津市大字大貞 209-2-1	329
69	大幡幼稚園	中津市大字大貞 209-2-1	66
70	中津市総合体育館（ダイハツ九州アリーナ）	中津市大字大貞 377-1	695
71	第三保育所	中津市大字伊藤田 2941	98
72	三保小学校	中津市大字伊藤田 3321	131
73	三保幼稚園	中津市大字福島 1895	44
74	三保文化センター	中津市大字伊藤田 2983-2	67
75	田尻老人憩の家	中津市大字田尻 1070	32
76	和田幼稚園	中津市大字定留 1944-1	34
77	和田小学校	中津市大字定留 1950	216
78	中津東体育館	中津市大字是則 957-43	187
79	東中津中学校	中津市大字是則 845	278
80	今津小学校	中津市大字植野 1372-2	248
81	今津幼稚園	中津市大字植野 1371-2	13
82	今津中学校	中津市大字植野 1889-2	231
83	犬丸集会所	中津市大字犬丸 646	40
84	鍋島拠点施設	中津市大字鍋島 1037-2	10
85	真坂活性化センター	中津市三光佐知 228-1	37
86	原口集会所	中津市三光原口 276-4	29
87	上秣宮農集団研修センター	中津市三光上秣 777-1	20
88	諫山自治公民館	中津市三光諫山 1136	24
89	成恒集会所	中津市三光成恒 269	20
90	下田口集会所	中津市三光田口 2033	39
91	池部住宅集会所	中津市三光西秣 516	7

92	長谷集会所	中津市三光西秣 1700-4	12
93	土田集会所	中津市三光臼木 1495-4	24
94	牛ノ首集会所	中津市三光土田 1047	2
95	臼木集会所	中津市三光臼木 1040	32
96	小袋農業研修所	中津市三光小袋 685-1	22
97	上田口集会所	中津市三光田口 958-1	19
98	屋形下地区集会所	中津市本耶馬溪町東屋形 618	13
99	今行・下屋形地区集会所	中津市本耶馬溪町今行 3-2	17
100	樋田小学校	中津市本耶馬溪町樋田 94	490
101	禅海スポーツセンター	中津市本耶馬溪町曾木 1800	205
102	水取多目的集会所	中津市本耶馬溪町跡田 158-1	18
103	羅漢多目的集会所	中津市本耶馬溪町跡田 1740-3	13
104	上津小学校	中津市本耶馬溪町折元 662	445
105	東谷上地区集会所	中津市本耶馬溪町東谷 3788-1	11
106	東谷下地区集会所	中津市本耶馬溪町東谷 902	13
107	西谷上活性化センター	中津市本耶馬溪町西谷 4101	18
108	西谷下地区集会所	中津市本耶馬溪町西谷 797-3	15
109	岩屋多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字平田 65	22
110	中村営農研修センター	中津市耶馬溪町大字平田 668-5	20
111	町丈集会所	中津市耶馬溪町大字 1002 番地 5	29
112	小友田公民館	中津市耶馬溪町大字小友田	14
113	三尾母公民館	中津市耶馬溪町大字三尾母 423-3	17
114	福土公民館	中津市耶馬溪町大字福土	17
115	上福土高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字福土	8
116	福土台公民館	中津市耶馬溪町大字福土 1174-98	4
117	口ノ林営農研修センター	中津市耶馬溪町大字戸原 1774-1	23
118	上戸原生活改善センター	中津市耶馬溪町大字戸原 1393-1	22
119	下戸原公民館	中津市耶馬溪町大字戸原 103	18
120	木ノ子生活改善センター	中津市耶馬溪町大字戸原 263-5	23
121	朝日ヶ丘集会所	中津市耶馬溪町大字柿坂 289-9	9
122	耶馬溪中学校	中津市耶馬溪町大字柿坂 684	200
123	栃木多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字栃木 38-1	21
124	中畑集落公民館	中津市耶馬溪町大字中畑	11
125	上ノ川内公民館	中津市耶馬溪町大字中畑 926-1	12
126	柚木公民館	中津市耶馬溪町大字大野 197-1	10
127	大野中央多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字大野 2847-2	16
128	榎木多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字大野 2268-3	22
129	両午林業の家	中津市耶馬溪町大字川原口 157-4	14
130	中村生活改善センター	中津市耶馬溪町大字川原口	19

131	永岩公民館	中津市耶馬溪町大字川原口	11
132	小屋ノ原生活改善センター	中津市耶馬溪町大字川原口 1020	13
133	相ノ原公民館	中津市耶馬溪町大字川原口	8
134	鷹丸多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字山移 5698	16
135	原井生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	23
136	持田公民館	中津市耶馬溪町大字山移 3817-3	22
137	八木蒔生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移 4020	19
138	上ノ畑農業構造改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	16
139	百谷生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	19
140	上百谷公民館	中津市耶馬溪町大字山移 4690-5	6
141	深耶馬東多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字深耶馬 204-3	16
142	小柿山生活改善センター	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1059-2	19
143	深耶馬体育館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1481-4	116
144	寺小野公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1619-1	16
145	折戸農林業家婦人活動促進施設	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2147-1	14
146	深耶馬温泉館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2941	10
147	藤木公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 3591-1	11
148	随雲寺公民館	中津市耶馬溪町大字大島 1442-2	19
149	奥ノ鶴公民館	中津市耶馬溪町大字大島 922-3	18
150	大久保公民館	中津市耶馬溪町大字大島	2
151	金吉下・大久保生活改善センター	中津市耶馬溪町大字金吉	40
152	鹿熊公民館	中津市耶馬溪町大字大島 2640-1	10
153	元奥畑分校	中津市耶馬溪町大字大島	23
154	上台生活改善センター	中津市耶馬溪町大字大島 4302	12
155	金吉上公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 712-1	15
156	内山・上ノ原公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 4670-1	15
157	床波公民館	中津市耶馬溪町大字金吉	15
158	行広公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 1610-1	14
159	山浦生活改善センター	中津市耶馬溪町大字金吉 1793-1	19
160	提鶴高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字金吉	11
161	伊福山村活性化支援センター	中津市耶馬溪町大字金吉 2552-1	22
162	鎌城農村多目的共同利用施設	中津市耶馬溪町大字金吉 5157	20
163	貞曾高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字樋山路 323-1	38
164	黒法師宮農研修センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 323 番地 1	20
165	樋山路中組山村活性化支援センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 2054-3	27
166	両畑生活改善センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 1612	19
167	橋本多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字宮園 16-3	31
168	宮園農林漁家婦人活動施設	中津市耶馬溪町大字宮園 337	31
169	江洲公民館	中津市耶馬溪町大字宮園 662-3	14

170	一ツ戸生活改善センター	中津市耶馬溪町大字宮園 952-1	23
171	大曲生活改善センター	中津市山国町草本 785-4	7
172	田良川多目的集会施設	中津市山国町草本 1073-1	17
173	草本公民館	中津市山国町草本 571-1	17
174	小屋川農業研修所	中津市山国町小屋川 685-4	21
175	羽高生活改善センター	中津市山国町中摩 1000-4	9
176	奥谷地区多目的集会施設	中津市山国町中摩 1925-2	17
177	吉野地区集会所	中津市山国町吉野 757	11
178	溝部小学校	中津市山国町吉野 754	68
179	平小野生活改善センター	中津市山国町平小野 569-4	15
180	市平多目的集会施設	中津市山国町宇曾 2192-1	17
181	守実高齢者コミュニティセンター	中津市山国町守実 167-6	34
182	狩宿構造改善センター	中津市山国町守実 2325-6	9
183	神谷地区構造改善センター	中津市山国町中摩 192-8	9
184	庄屋村生活改善センター	中津市山国町中摩 6107-8	13
185	上守実農業研修所	中津市山国町守実 1966	17
186	成政公民館	中津市山国町守実 89-14	12
187	第8分団詰所	中津市山国町藤野木 415-4	3
188	草野河内生活改善センター	中津市山国町藤野木 535-1	6
189	重尾公民館	中津市山国町藤野木 821-2	6
190	市場公民館	中津市山国町宇曾 1235-13	12
191	大勢集会所	中津市山国町宇曾 144	10
192	宇曾地区集落センター	中津市山国町宇曾 1107-1	23
193	犬王丸多目的集会施設	中津市山国町中摩 3559-4	6
194	中摩コミュニティセンター	中津市山国町中摩 3230-1	59
195	中摩下公民館	中津市山国町中摩 3042-2	9
196	白地農業研究所	中津市山国町中摩 5545-4	11
197	長尾野公民館	中津市山国町長尾野 475-3	12
198	春田地区生活改善センター	中津市山国町中摩 4218-5	23
199	旧毛谷村分校	中津市山国町槻木	14
合計			25,936

臼杵市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	臼杵市民会館	臼杵市大字臼杵 72-83	159
2	社会福祉センター	臼杵市大字臼杵 4-1	161
3	諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪 592-5	272
4	臼杵市柔剣道場	臼杵市大字臼杵 81-95	146
5	臼杵中央公民館	臼杵市大字臼杵 2-107-562	170

6	野津中央公民館	臼杵市野津町大字野津市 184	225
7	中臼杵農村環境改善センター	臼杵市大字武山 1838	143
8	臼杵小学校 体育館	臼杵市大字臼杵 65	117
9	福良ヶ丘小学校 体育館	臼杵市大字福良 360-1	117
10	市浜小学校 体育館	臼杵市大字戸室 503	117
11	下南小学校 体育館	臼杵市大字望月 815	97
12	海辺小学校 体育館	臼杵市大字大浜 173	102
13	佐志生小学校 体育館	臼杵市大字佐志生 3015-1	143
14	下ノ江小学校 体育館	臼杵市大字大野 1955	102
15	下北小学校 体育館	臼杵市大字福田 892	180
16	上北小学校 体育館	臼杵市大字末広 2487-2	135
17	臼杵市文化財管理センター 体育館	臼杵市大字吉小野 4296	102
18	臼杵南小学校 体育館	臼杵市大字搔懐 1483	104
19	野津小学校 体育館	臼杵市野津町大字山頭 3100	134
20	旧田野小学校 体育館	臼杵市野津町大字亀甲 4014	78
21	川登小学校 体育館	臼杵市野津町大字清水原 1341	101
22	南野津小学校 体育館	臼杵市野津町大字西畑 600	95
23	東中学校 体育館	臼杵市大字臼杵 71-18	249
24	西中学校 体育館	臼杵市大字戸室 535	249
25	北中学校 体育館	臼杵市大字江無田 132-1	241
26	南中学校 体育館	臼杵市大字搔懐 2227-1	151
27	野津中学校 体育館	臼杵市野津町大字野津市 666	225
28	戸上ふれあい広場	臼杵市野津町大字西寒田 2989	32
29	都松地区ふれあいセンター 体育館	臼杵市野津町大字都原 1014	89
30	上浦・深江地区コミュニティセンター	臼杵市大字深江 1509	63
31	宮本地域体育館	臼杵市大字東神野 3402	78
32	西神野ふれあいセンター	臼杵市野津町大字西神野 1070	90
33	臼杵高等学校 体育館	臼杵市大字海添 2521	226
34	海洋科学高等学校 武道場	臼杵市大字諏訪 254-1-2	90
35	南野津地区公民館	臼杵市野津町大字吉田 161	35
36	田野地区公民館	臼杵市野津町大字亀甲 4010-2	55
37	臼杵支援学校 体育館	臼杵市大字井村 911	99
38	市浜地区コミュニティセンター	臼杵市大字前田 1851-8	99
合計			5,071

杵築市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	杵築小学校	杵築市大字杵築 216	218
2	杵築幼稚園	杵築市大字杵築 242-1	121
3	杵築高校	杵築市大字本庄 2379	250
4	宗近中学校	杵築市大字南杵築 2063	226
5	東小学校	杵築市大字片野 1129-2	79
6	東地区公民館	杵築市大字片野 1150-227	25
7	八坂地区公民館	杵築市大字本庄 1388-1	62
8	八坂小学校	杵築市大字八坂 2782-1	136
9	北杵築小学校	杵築市大字溝井 454	97
10	北杵築地区公民館	杵築市大字溝井 795-1	15

11	豊洋小学校	杵築市大字奈多 231-1	134
12	奈狩江地区公民館	杵築市大字狩宿 2113-1	25
13	旧東山香小学校	杵築市山香町広瀬 512	114
14	山香中学校	杵築市山香町野原 700-5	206
15	山香小学校	杵築市山香町野原 2500	205
16	山香農村環境改善センター	杵築市山香町野原 1413-3	25
17	上村の郷	杵築市山香町久木野尾 3792-1	50
18	旧上小学校	杵築市山香町大字久木野尾 3813-2	75
19	上地区公民館	杵築市山香町大字久木野尾 3918-1	12
20	立石地区公民館	杵築市山香町立石 2464	25
21	旧向野小学校	杵築市山香町向野 2639	114
合計			2,214

日出町

No	施設名	住所	想定収容人数 (1人あたり4㎡)
1	南端地区公民館	日出町大字南畑 3731-3	22
2	旧南端小学校	日出町大字南畑 1210-8	186
3	豊岡地区公民館	日出町大字豊岡 5586	40
4	豊岡小学校	日出町大字豊岡 3354-1	240
5	日出中学校	日出町 2627	213
6	日出小学校	日出町 2610-1	96
7	日出町中央公民館	日出町 3891-2	137
8	日出町中央体育館	日出町 3891-2	214
9	藤原地区公民館	日出町藤原 4380-1	41
10	藤原小学校	日出町藤原 5266-1	103
11	日出町保健福祉センター	日出町大字藤原 2277-1	213
12	川崎小学校	日出町大字川崎 1082	157
13	川崎体育館	日出町大字川崎 3777-1	144
14	大神地区公民館	日出町大神 2958-1	80
15	大神小学校	日出町大字大神 3139-1	81
16	大神中学校	日出町大字大神 3120	110
合計			2,077

表 8-6 集合場所（避難実施市町）候補一覧

集合場所（避難実施市町）

別府市

No	施設名	所在地	管理者名称
1	浜脇公園・浜脇東浜公園	別府市浜脇 1 丁目 6	別府市
2	別府中央小学校	別府市京町 818-26	別府市
3	上人小学校	別府市大字北石垣 171	別府市
4	旧別府羽室台高校	別府市大字野田 565	大分県
5	別府競輪場	別府市亀川東町 1 番 36 号	別府市
6	別府市公設地方卸売市場	別府市古市町 881 番地 81	別府市

宇佐市

No	施設名	所在地	管理者名称
1	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	宇佐市
2	津房小学校	宇佐市安心院町五郎丸 380-2	宇佐市

由布市

No	施設名	所在地	管理者名称
1	塚原小学校	由布市湯布院町塚原 513 番地	由布市

表 8-7 避難中継所（受入市町村）候補一覧

避難中継所（受入市町村）

大分市

No	施設名	所在地	管理者名称
1	南大分スポーツパーク	大分市大字羽屋字柳本 432-1 外	大分市
2	大洲総合運動公園	大分市大字青葉町 1	大分県（ファビルス・プランニング大分共同事業体）
3	西部スポーツ交流広場	大分市金谷迫 836-1	大分市
4	鶴崎スポーツパーク	大分市鶴崎字竹 88-2	大分市
5	七瀬川自然公園	大分市字赤池 188 外	大分市
6	佐野植物公園	大分市佐野字 3452-2	大分市
7	大分スポーツ公園	大分市大字横尾 1351	大分県（（株）大宣）
8	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	大分市
9	植田公民館	大分市大字玉沢 789	大分市

日出町

No	施設名	所在地	管理者名称
1	日出町中央公民館	日出町 3891 番地 2	日出町
2	日出町中央体育館	日出町 3891 番地 2	日出町

9 緊急フェーズ後の対応

9.1 避難の長期化に備えた対策

県及び関係市町は、火山活動や防災対応の実施状況などについて、定期的に避難者へ情報発信し、正確な情報の周知を行う。また、定期的に避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、応急的な住宅の供給や生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

9.2 風評被害対策

火山防災協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確かつ迅速な情報提供に努める。噴火活動の沈静後、県及び関係市町は、協議会の協議を踏まえて、既に安全な状況にあることを広報するとともに、積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域産業の衰退を軽減するよう努める。

また、県及び関係市町は、火山活動鎮静後における観光等商業活動の支援策についても、今後、検討を進めることとする。

9.3 避難指示等の解除

関係市町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除は、被災地域の実情を踏まえて、避難対象地域の地区単位で帰宅の手順や経路などを定める。また、住民等へ避難指示等の解除について周知を行うとともに、必要に応じて住民説明会等開催し、帰宅が円滑に行われるよう努める。

9.4 一時立入

一時立入の実施を判断するにあたり、協議会等において関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定する。

一時立入を実施する際には、関係市町により一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有するとともに、一時立入者と連絡が取れるような体制をとることとする。

10 安全管理

10.1 噴火（火山）災害に対する対応

噴火（火山）災害による二次災害を防止するためには、噴火（火山）災害特有の危険性を認識し、対応する必要がある。御嶽山噴火災害では、火山ガスに対応するため検知器及び防毒マスクを携行し活動を行ったほか、火山ガス濃度による活動中止の判断基準を定めている。また、再噴火による噴石対策として、ジュラルミン製楯が配置されている。

(1) 火山ガスへの対応

火山ガスは、一般的にその成分の内の90%以上は水蒸気である。そのほかに、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素など人体に有害な成分が含まれる。

二酸化硫黄の濃度や分布は、季節や天候の影響を受けやすい。濃度情報や気象情報を確認し、ガスマスクを常時携帯し、高濃度の状況では、防毒マスクを着けて長時間過度のガスを吸わないよう注意する。

また、火山ガスの観測については、すでに設置されている固定観測点のほかに、可搬型の火山ガス測定器を携行し活動する。

『三宅島火山ガスに関する検討会報告書』（平成15年3月）において検討された、火山ガス成分等と健康影響については以下のとおりである。

表 10-1 火山ガス成分等と健康への影響について (1/2)

二酸化硫黄 (SO ₂)	<p>二酸化硫黄は無色で刺激臭のある気体で、比重は 2.26（空気は 1）であり、空気よりも重い。呼吸器や眼、喉頭（ノド）などの粘膜を刺激し、高濃度の状態では呼吸が困難になることがある。また、喘息や心臓病などの疾患があると、健康な人が感じない低い濃度でも、発作を誘発し症状を増悪させることがあるため注意が必要である。</p> <p>ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が定めた職業性曝露限界値の時間荷重平均値（TLV-TWA 値：通常 1 日 8 時間、週 40 時間繰り返し曝露しても、ほとんどすべての労働者に不利な健康影響が発生しないと考えられる濃度）は、2ppm である。</p> <p>環境基本法では二酸化硫黄の環境基準が次のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下 であること。
硫化水素 (H ₂ S)	<p>硫化水素は、無色で、火山地帯や温泉などで卵の腐ったような臭いとして感じられる気体であり、比重は 1.19 で空気よりやや重い。0.06ppm 程度の非常に低い濃度 から臭気を感じるが、短時間で慣れにより臭気を感じなくなる。高濃度になると人体に影響を及ぼす。主な基準として、特定化学物質等障害予防規則や酸素欠乏症等 防止規則で 10ppm、また、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が定めた TLVTWA 値は 10ppm である。</p>

塩化水素 (HCl)	塩化水素は無色、刺激臭のある気体で、比重は 1.27 で空気よりやや重い。低濃度でも目、皮膚、粘膜を刺激する。許容濃度として、日本産業衛生学会及び ACGIH（米国産業衛生専門家会議）の天井値は 5ppm である。
二酸化炭素 (CO ₂)	二酸化炭素は、無色、無味、無臭の気体である。3%以上で軽度の麻酔作用があり、7~10%では酸素濃度が正常範囲でも数分で意識を失う。長期間の曝露限界は 1.5%程度と考えられる。バックグラウンド（通常の大気）の濃度が約 375ppm 程度であり、ビルなどの室内環境の基準は 1,000ppm、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が定めた TLV-TWA 値は 5,000ppm、短時間曝露限界値は 30,000ppm である。
硫酸ミスト	<p>二酸化硫黄ガス (SO₂) が空気中の水分に溶けると、亜硫酸 (H₂SO₃) になり、さらに化学反応の進行や大気中のオキシダントによって酸化されて硫酸 (H₂SO₄) になる。硫酸ミストは、これが大気中に霧状に存在するものであり、いわば硫酸の霧である。</p> <p>硫酸ミストは、皮膚、粘膜への腐食性、刺激性が強く、吸引すると特に呼吸器系に刺激を与え、慢性の上気道炎又は気管支炎の原因となる。気道への刺激は 1mg/m³程度から始まり 5mg/m³以上になると強い刺激を感じ咳き込むようになる。二酸化硫黄と同様、またはそれ以上に人体や環境に影響を及ぼす。ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が定めた TLV-TWA 値は 1mg/m³ である。</p>
浮遊粒子状物質 (SPM)	<p>浮遊粒子状物質とは、空気中に浮遊する粒径 10μm 以下の粒子状物質のことで、呼吸器系や循環器系に影響を及ぼす。</p> <p>浮遊粒子状物質については環境基準が次のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

(2) 火山灰への対応

火山灰は、マグマの主成分である二酸化ケイ素（ガラスの主成分）の破片であり、吸引した場合、灰にたまり呼吸器官が損傷される。また、火山灰には表 10-1 で示している有害な火山ガスが付着しているため、火山灰が空気中を浮遊している状況下での救助活動では、ゴーグル、マスクを必ず着用する。また、ヘリコプターのエンジントラブルを起こす恐れがあるため、火山灰の状況や風向き等について、関係機関に情報提供を行う。

(3) 噴石への対応

噴石に対する効果的な防護は困難であることから、噴石が飛んでいる中での救助活動は行わない。救助活動中の再噴火に備え、活動中は常に噴火口の位置を確認し、火口とは反対側に身を隠せる岩などを確認しておくことが必要となる。また、風向きを確認し、風下側に行かないことや周りの地形を把握し、活動場所の状況に合わせた対応を各隊員間で周知しておく。

(4) 火砕流、溶岩流等への対応

噴石と同様に防護措置は困難であることから、救助活動は行わない。火山により様々なタイプの火砕流や溶岩流があることから、管轄区域内にある火山について、過去の噴火の特徴を把握し、危険性を認識しておく必要がある。活火山の過去の活動記録については、産業技術総合研究所 http://gbank.gsj.jp./volcano/Act_Vol/で参照可能である。

(5) 火山対応資機材

活動隊員の防護、検索、搬送に有用である資機材は次のとおりである。

図 10-1 救助活動時に有用な資機材

<p>火山性ガス検知器</p> <p>硫化水素、二酸化硫黄の2成分を1台で同時に測定できる複合型の検知器。設定された値以上の濃度を検知した際は、音、光、振動により警報を発する。</p>	
<p>防毒マスク</p> <p>面体と吸収缶で構成されている。吸収缶は、2組を1組で使用し、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒ガスの除去及び粉塵を同時にできる。</p> <p>活動時は、予備の吸収缶を用意する。</p>	
<p>軽量救助担架</p> <p>面引きずり、水平吊り、（へりからの）垂直吊りで要救助を搬送できるもの。担架本体を丸めて小さくして収納することができ、災害現場までの搬送に係る負担も軽減できる。</p>	

スコップ（大・小）

ブレード部分は火山灰及び噴石に対応できる強度を持った材質であること。状況等により使い分けるため、大・小サイズを準備する。



スパッツ（ゲイター）／ストック

スパッツ（ゲイター）は、小さな噴石等が靴に入ること防ぐため膝下までカバーするもの。ストックは、石突きの先端部分にラバー製のプロテクターを有する。また、シャフト内部にスプリングを有することにより衝撃を吸収する構造である。



バックパック

主な材質は、強度の高いナイロン製とする。また、背中中の曲線に合わせたフィット感を高めた構造である。容量は、50 リットル程度で上記の資機材（スコップ大）を収納できるもの。



ドローン（無人ヘリ）※今後活用が期待される資機材

噴火災害において、上空から画像情報等の収集を行うことにより、災害全体像の把握に有効であり、電動のため有毒ガス中でも飛行可能な点、GPSを活用することにより希望するルートを精密かつ自動で飛行させられることができる点、無人で飛行するため、突発的な噴火時でも人的被害は発生しないなど、今後活用が期待される。



11 防災力強化に向けた取組

11. 1 協力体制の構築

県及び各市町は、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会等との協力体制を構築し、適切な判断のために必要な連携を行う。協力体制構築にあたって、各関係機関との連絡体制の整備に努めることとする。

11. 2 計画の改訂

鶴見岳・伽藍岳火山避難計画は、社会情勢・地域の変化、関係機関の防災体制変更、噴火シナリオや鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルの見直し等が行われた場合には、計画の改訂を行う。

11. 3 避難に係る事前対策

円滑な避難にあたり、避難者数の試算に基づき、避難施設と避難経路及び避難手段について、予め定めておく。また、可能であれば避難経路は複数の経路を設定し、災害の状況に応じて選択することが望ましい。

また、登山者等の避難に必要な避難手段の確保に向け、市町所有の車両活用やスクールバス、観光協会等を通じた宿泊施設やバス事業者への輸送車両の支援等について検討を進め、避難支援体制の整備を図る。

11. 4 啓発活動

火山活動の前兆は、必ずしも捉え切れるわけではない。また、気象庁が示す噴火警戒レベルは、避難行動の目安に過ぎないということを理解しておく必要がある。こうしたことを踏まえ、住民、観光客等一人ひとりに正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

（1）防災知識の普及

県及び各市町は、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会等と連携の上、リーフレットを登山者等へ配布するなど、登山にあたっての注意を呼びかける。

（2）児童、生徒等への防災知識の普及

県及び各市町は、教育委員会等を通じ、児童生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

（3）講演会・研修会の開催

県及び各市町は連携して、災害が発生した場合の避難場所、避難経路、緊急時の避難先の確認に努める。また、防災用品、備蓄食料及び非常持出袋の確認、家具の転倒防止器具の取付け確認、家の中の安全な場所の確認等を行う。

登山者等は、居住地のある県及び各市町及び町会等が開催する災害に関する講演会等に積極的に参加し、災害から身を守る方法、災害時の避難に係る知識等の習熟に努める。

11. 5 訓練の実施

県及び各市町は、関係機関と連携し、次の訓練を企画・実施することで、防災対応能力の向上や課題・問題点の検証、登山者等の火山防災に対する意識高揚を図る。

(1) 情報受伝達訓練

登山者等、各種施設及び関係機関等を対象とした情報伝達訓練を実施する。

(2) 避難誘導訓練

登山者等、各種施設及び関係機関等を対象とした避難誘導訓練を実施する。

(3) 図上訓練

鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合に避難活動を支える者等を対象に、多様な火山活動を想定した図上訓練を実施する。

(4) 避難所開設及び運営訓練

関係機関と連携し、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合の避難所の開設及び運営訓練を実施する。

(5) 帰宅困難者対策訓練

鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生する恐れがある場合の帰宅困難者に対応した、一時滞在施設運営訓練及び搬送訓練を実施する。

(6) 安否確認訓練

各種施設及び関係機関等と連携し、登山者等を対象とした安否確認訓練を実施する。

11. 6 要支援者への支援体制の構築

各市町は、避難情報の発表段階で要支援者の避難誘導を優先して行うこととなるため、平時から警察・消防などの関係機関と連携して要支援者への支援体制を構築する。